

IFRS「法人所得税(IAS12号の置き換え)」公開草案へのコメント

今後のスケジュール

月日	事項	概要
7/3	国際対応専門委員会	
7/16	親委員会	7/3 議論を反映
7/下	コメント提出	コメント提出期限：7月31日

【参考】それぞれの質問項目に関連した IFRS 案と日本基準との比較、影響

質問項目	IFRS 案の定め	日本基準の定め	影響の有無、程度	コメント
1. 「税務基準額」、「一時差異」の定義の見直し	経営者の意図にかかわらず、資産に関しては売却した時の会計上の帳簿価額と税務上の価額の差額が一時差異となるよう定義を見直す。	会計上の資産負債と税務上の資産負債の差額を一時差異と称しているのみであり、「税務基準額」について明確な定義はない。	影響なし 日本の税法をベースにしている限り影響はないものと考えられる。	
2. 「税額控除」、「投資税額控除」の定義の見直し	税務上の損金算入額と区別する意味で「税額控除」を明確化。	定義されていない。	影響なし 日本の税法で該当するものはないと考えられる。	
3. 当初認識に関する例外規定	企業固有の一時差異を除外するとともに、例外規定の範囲を狭めて、当初認識時も繰延税金資産負債を認識。	明確なルールが存在しない。	影響は軽微 日本の税法においては、資産負債の当初認識時に一時差異が生じるケースは稀だと考えられる。	
4. 投資に対する税効果	海外の子会社およびジョイントベンチャーに対する投資のみ繰延税金を認識しないことがある。	予測可能な将来において配当等により一時差異が解消しないのであれば、子会社、関連会社等に対する投資いずれも繰延税金資産負債を認識しない。	影響あり 国内子会社、JV、海外関連会社に対する投資は、予測可能な将来において解消する見込みがなくても繰延税金資産負債を認識する(ただし回収可能性の検討は別途必要)。	
5. 評価性引当額	一時差異を認識しつつ回収が見込まれない場合に評価性引当額を計上し表示上相殺するアプローチを選択	評価性引当アプローチを採用している。	影響なし 実質的な内容に特段の相違はない。	
6. 評価性引当額の検討	税務戦略の取扱いも含めたガイダンスを提示。	監査委員会報告66号に従った属性別の判定ガイドに従い、厳格に回収可能性を評価している。	影響あり 日本基準のほうが回収可能性の判定レベルが厳しい。IFRS 移行時には評価性引当額が取り崩され繰延税金資産が新たに計上される可能性があるか。	
7. 税務ポジションの不確実性	全ての起こる場合の発生確率を元に測定されるべき。	このような会計処理の定めはない。	影響あり 実務上もいままでも不確実性を織り込んで計上されていないかったか。	

8. 施行されている税率が実質的に施行されている税率か	実質的に施行されている税率を使用。	原則として、期末時点で効力を生じている税法等に基づき税率決定	影響なし 日本における「実質的に施行」は法案可決・公布時点であるというコンセンサスがある前提で。
9. 売却税率または使用税率	一時差異が解消される際の税率を適用。	売却時の税率と使用時の税率が異なるケースがあまりない。	影響なし 日本の税法を基礎に考えると、売却時と使用時に差異が生ずる一時差異は極めて稀。
10. 分配税率または未分配税率	一時差異が解消される際の税率を適用。	分配または売却が期待されない時は繰延税金を認識しない。	影響あり 日本基準では売却が見込まれる場合に限り売却を想定した税率を適用するため。(質問4と関連)
11. 税務基準額の一部を構成しない控除額	特に言及しないこととする。	特に定めなし。(わが国の税効果会計は会計上の利益を課税標準とする税金を対象としていることが明記されている。)	影響なし 特に定めがなくても運用に変更はない。
12. 2つ以上の体系に基づく税金	相互作用を考慮して測定することを明記。	特に定めなし	影響なし 日本の税法においては、そのような体系はない。
13. 包括利益及び資本の要素への配分	SFAS109方式(事後変動を継続事業利益に賦課)と旧IAS12方式(事後変動をその源泉に賦課)の二つを提案	その他有価証券や土地再評価差額に関する税効果は個別に識別可能であり、同様の議論は生じていない。	現状の影響は軽微 今後のその他包括利益の変化や廃止事業の議論には関連あり。
14. 連結納税の場合の各企業への配分	体系的で合理的な配分方法により配分。	会計基準としては明確な定めはない。	影響なし 日本の連結納税では、税務上のルールとして個別帰属額が明確に示されているため配分に関する問題が生じない
15. 表示	繰延税金資産負債は流動と非流動に区分して開示。	繰延税金資産負債は流動と固定に区分。	影響なし
16. 利子税、加算税の取扱い	方法を特に限定せず。採用した方法を会計方針として開示。	原則として利子税は利息に含めて処理、加算税は法人税等に含めて処理(重要な場合は区分して表示)	影響は軽微 日本基準では取扱いが明確に定められていたが、若干柔軟な取扱いとなる。
17. 開示	幅広く開示	繰延税金資産負債の内訳、税率調整など限られた項目のみ	影響あり 日本基準と比して開示項目は増える
18. 経過措置	遡及適用せず、原則として改正IFRS公表日後の事業年度から適用		影響あり IFRS適用初年度と改正IFRSの公表日との関係によっては柔軟な適用可
【質問外】未実現利益の税効果	買側の税率を用いて計算	売側の税率を用いて計算(税金の前払いという解釈)	影響あり 適用税率に変化がある。税金納付時の税率によらず税率変更時に影響を反映

参考:最新のIASBの活動計画(6月3日公表)によると、本公開草案を受けての最終版公表予定時期を2010年下旬としている。

以上